

令和3年4月9日（金曜日）

南三陸町議会全員協議会

南三陸町議会全員協議会

令和3年4月9日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

総務課長	及川 明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵 武久 君
農林水産課長	山内 長弘 君
農林水産課農林業振興係長	阿部 大輔 君

事務局職員出席者

事務局 長	男 澤 知 樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高 橋 伸 彦

期日 令和3年4月9日（金）

場所 南三陸町役場3階会議室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 事件 南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案について
- 4 その他
- 5 閉会

南三陸町議会全員協議会の会議の概要

午後 2 時 3 0 分 開会

- 議長（三浦清人君） 本日の全員協議会は、町長から「南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案」について説明したい旨の申し入れがありましたことから、開催するものです。

早速、会議に入ります。当局から、町長、副町長、総務課長、総務課長補佐兼総務法令係長、農林水産課長、農林業振興係長が出席しています。

さっそく説明を求めます。

- 総務課長（及川 明君） 最初に発覚に至った経緯から説明します。2 ページの 4 をご覧ください。経緯については、昨年 9 月に町農林水産課職員から本件事案の本人が属する組織である宮城県農業共済組合迫支所の職員に対して、当該補助金の使途について、より明確化することなどを求める連絡を行いました。また、1 2 月の会議の際にも同様の求めをし、これ以降、宮城県農業共済組合において、確認・調査が進められました。

その後、今年の 3 月 1 6 日に宮城県農業共済組合の調査に対し、本人が不正流用を認め、3 月 1 9 日に宮城県農業共済組合迫地区担当理事ほか職員が本町を訪れ、町に対し、本件事案の発生及び調査の概要についての報告が行われております。3 月 2 3 日には宮城県農業共済組合の組合長理事ほか職員が本町を訪れ、町に対し、組合としての今後の方針などについての報告が行われております。

宮城県農業共済組合の調査結果に基づく事案の概要については、次の 5 に記載していますが、宮城県農業共済組合迫支所職員 5 0 歳男性が、南三陸町有害動植物等対策協議会名義の通帳に振り込まれた当該補助金について、平成 2 3 年 8 月から令和 2 年 4 月までの間 6 5 回にわたり、隠ぺい工作を行いながら、約 1,600 万円を不正に流用したとの報告を受けています。

南三陸町有害動植物等対策協議会から町に対する報告につきましては、3 3 ページに添付しているとおりであり、4 月 5 日に臨時会議を開催し構成諸団体に対し、事案の概要を報告したことについて、4 月 6 日付で町に対して報告がありました。

当該補助金の交付先は、南三陸町有害動植物等対策協議会。そしてその規約につきましても30ページ・31ページのとおりです。また、協議会のこれまでの代表（会長）は、1ページの中段に記載したとおりです。

補助金の状況です。1ページの下段に記載をしているとおり、平成22年度分から平成31年度分までの総額で1,860万円という金額です。

町の補助金等交付規則は、町の補助金を交付する規範の最高のものという形で、これに基づき各補助事業の交付要綱などを定め補助金を交付しているというものです。補助金の交付にあたっては、事業計画・事業実績、それに基づいて額の確定を行った上でこれを交付するというものです。交付要綱等については、農林水産課長から説明します。

- 農林水産課長（山内長弘君） 南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金交付要綱について説明します。趣旨については記載のとおり、農林業地域の特性に応じた自立した魅力ある産業に発展させるために、南三陸町の農山村地域活性化推進対策事業実施要領に基づいて農林業者が行う事業に要する経費について、当該農業者等に対し農山村地域活性化推進対策事業費補助金を交付するというものです。

補助金等交付規則に定めるもののほかこの要綱に定めるとおり交付しています。実施要領についても趣旨は記載のとおりですが、今回、この農山村地域活性化推進対策事業費補助金の事業の内容、第2条につきましては、「環境の保全又は農林作物有害動食物の防除を促進する事業」に該当します。

まず、事務手続の流れについてですが、第4条の農山村地域活性化推進対策事業実施計画承認申請を出していただきます。その申請に基づき、様式第2号、計画の認定通知を発します。その後、第3条の交付申請を出していただくと。あとは順に、第4条交付の決定、第6条の実績報告と。その間に、その事業の進行上、概算払が必要ということであれば、第8条ただし書き以降に概算払請求による申請がなされるといったものです。交付要綱の第2条の交付対象経費については別表第1のとおりです。科目につきましては賃金から備品購入費までとなっています。

- 総務課長（及川 明君） 町としては、現段階として補助金を交付している協議会との関係性や対応をどのようにすべきかなどといったことについて、警察並び

に顧問弁護士と相談しているところです。本日の説明は、事案の報告というのが主な趣旨であると考えています。

●議長（三浦清人君） 今日、これ全部に目を通しての質疑というのも難しいと思いますが、何か聞きたいことがあれば、今の説明も含めて伺ってください。

●10番（高橋兼次君） 本当に難しい事案であるようですが、今総務課長から説明された警察とかいろいろと頼りになっている方々があるようですが、その流れと言いますか、どう対応するのかについての目星はいつ頃になるのか。また、これからどのように進めていくのか、説明をお願いしたい。

○総務課長（及川 明君） 今の質問に対する答えは持っておりません。先ほど申し上げたとおり、補助金を交付している協議会と町との関係性、そういったものもありますので。それともう一つ、当町と雇用契約にある職員ではなく、宮城県農業共済組合の職員であるということなども踏まえて、警察、顧問弁護士と調整中です。いたずらに時間をかけるつもりはないので、その相談状況に応じ、適切な対応をしていきたいと思っています。

●10番（高橋兼次君） それから、協議会との絡みがいろいろあるようだが、補助先と補助元が同一、あて職かどうかわかりませんが、こういうのをどう思いますか、町長。

○総務課長（及川 明君） 民法上の双方代理に関する質問かと思います。この定めに触れないように、この団体に限らず、町長を代表者とする相手方との契約、補助金交付などの手続行為に関しては、副町長が委任を受け執行しています。したがって、補助金の交付などといった手続の根拠そのものに違法性はないと考えています。

●10番（高橋兼次君） 代理で執行しているようではありますが、もし責任が発生したら、副町長ではなく町長にいくのではないかと。その辺どのように考えているか。これからもこの事案に関していろいろ説明があると思うが、町が交付している補助金全般について、調査する必要があると思う。

○総務課長（及川 明君） 当該補助金の交付決定、あるいは支出負担行為、実績報告の内容を良としたさまざまな支出命令とか具体の確認を現在進めている段階です。個人の不法行為に起因する事案であると言いつつも、補助金が不正に流用されたという事実を踏まえれば、補助金が公金である以上、今後における厳密

な調査や丁寧な説明が求められていると考えています。他の補助金についても、いずれそういった厳格な手続がなされているかも含めて調査しなければならないと思っています。

- 4 番（千葉伸孝君） 今回交付された補助金、例えば100万円、200万円、120万円という金額が町から交付されて通帳に入金されるじゃないですか。その通帳の監査を町はしなかったのか。

また、町からだけじゃなく、防虫駆除の散布ということで農家の人たちが防虫駆除のために農薬を散布してくださいというようなことで、農家から集められたお金が、そっちに入っているのか。今回なぜ10年間もわからなかったのか、その理由をお聞かせください。

- 農林水産課長（山内長弘君） まず、監査について。震災後に総会を開催した形跡をみると平成29年度に臨時総会を開催したというところしか見当たりませんでした。それで補助金の交付については、実績報告でまず毎年やっていたということで。監査は、本来は総会の席上でやらなければいけないということです。歌津地区の防除協議会においては、先ほど農家からの負担はないのかということですが、農家からの収入を見る限り農家からの負担はいただいています。

最後に、町として見抜けなかったのかということについては、本来の補助金の交付申請やその添付書類、実績報告書における使途の内容については、ほぼ体裁は整っていました。農済が事務局を担い、その内部手続を終えていると認めるに足る内容であったため見抜くことができなかったものと考えています。

- 4 番（千葉伸孝君） 震災後、その協議会の活動とか監査ができなくて、平成29年にそういった形跡があるという課長の説明ですが、南三陸町でも各団体において震災後であっても、すぐに、例えば体育協会の監査、そういったものも震災があっても必ずお金が動いているところで監査があつて当然だと思うのですが、それが平成29年まで、ここに名を連ねる団体の大きさを考えてもやらなかったこと自体がおかしい。これは町の怠慢じゃなかったのか。その辺お聞かせください。

今回、歌津の精算ということですが、その精算の意味がいまひとつわからないのですが、例えば、町から補助金が交付されたのを、農業共済に積んでいたのを、精算ということは歌津地区と志津川地区で今まで積んでいた分を分けるという形

の内容なのか。その辺お聞かせください。

あと、10年間というのはあまりにも長すぎる。しっかりした監査、通帳確認とか、本人からの聞き取りとか。いくら偽装したとはいってもその辺の見極める力は役場の職員にあると思うし、この関係団体にもその能力は多分にあると思います。それで10年間も気づかなかったということは、私は大きな罪だと思います。その責任はどこにあるのですか。

- 農林水産課長（山内長弘君） まず、歌津の防除協議会の解散についてお話をいたします。詳しく資料を見てこなかったのですが、だんだんと防除する方々の高齢化に伴って防除ができなくなってきたところから、歌津の防除協議会については今年3月に解散総会を開催し、解散したということです。清算人を立ててですね。そもそもの歌津地区防除協議会の通帳や資産については、清算人を立てて、次にやっていただく方を検討している状況です。

監査の件につきましては、ごもっともというか、そのとおりです。町の方でその辺を含めて監査できてこなかったことについては大変申し訳なく感じています。

- 議長（三浦清人君） 責任はどこにあるのかって。町にあるのか、責任は。
- 総務課長（及川 明君） 町の責任につきましては当然ながら、補助金の交付決定、支出負担行為など個々の具体の確認を今進めている状況でして、個人の不法行為に起因する事案と言いながらも公金が不正に流用されているということを鑑みれば当然今後において厳格な調査をやっていかなければならないというような状況にあるということです。

- 4番（千葉伸孝君） これいつまでも長引かせるものではないと。一日も早くこの結果を、皆さんで、担当課あとそれに関わる各課、危機管理あとコンプライアンスの関係だと思いますが、その関係する課で、全体でこの問題の発生源とかその辺を追及していただきたい。

震災後に町観光協会において使い込みの事案がありました。その時に観光協会の理事というか役員の人たちが、その問題に対して、最終的な責任の取り方はその当時の観光協会の会長が辞任して責任をとって、今の観光協会の代表になっていると。やはり、責任の取り方というのは、私は大切な部分だと思います。昨日、消防屯所、和解ということで私の知人が電話をくれました。今回の事案については徹底的にやってくれと。一人の職員がここまで追い詰められて辞めて仕事も替

えてという状況があった中で、今回の責任追及は中途半端ではいけないぞと。町民のこういった声もあります。だからそういったことを考えれば今回の問題って町長にとってどんな問題なのでしょう。自分の管理とか課長職とか担当課を含めてといった部分の管理に町長の力が及ばなかったというか、そういった部分が私はあると思うのですが。町長はこの問題をどんなふうに捉えていますか。その辺お聞かせください。

○町長（佐藤 仁君） 今、総務課長が話したように、この問題については、司直の手も借りなければならないという問題でありますので、軽々にここで発言ということは控えさせていただきます。

●7番（及川幸子君） 令和2年度交付なしとありますが、本来であれば、申請は、4、5、年度初めにやって実績は年度末ということと捉えているのですが、この場合、令和2年度交付なしということは、申請自体がなかったのか。令和2年9月に事案が出てきたようなことで、そして発覚したのが今年の3月16日、そして19日となっていますけど。令和2年9月にこのことが出てきたのかなと思われれますけども、その辺を確認いたします。

それから、平成23年から平成28年までは担当課長が協議会の会長を務めておりましたが、平成29年1月31日から町長になりました。その経緯を。なぜこうなったのか。それまで担当課長が会長を務めていたのが、途中から町長になったその経緯をわかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

○農林水産課長（山内長弘君） まず、令和2年度の補助金交付申請につきましては、そもそも申請があがっていないということを確認しています。

それと、協議会の会長が課長職から町長に変更されたのはなぜかということですが、そもそも課長職は補助金の額の確定について専決権を有している以上、同じ者が相手方の代表を務めるということは適当でないということです。平成28年度において、総務課からもその件について指摘された経緯があり、それを受けて、結果として町長が選任されたということです。

●7番（及川幸子君） 令和2年は申請がなかったということですが、なぜ毎年申請あったものが令和2年にはなかったのかという、そこで何か気づきがあったのか。

○農林水産課長（山内長弘君） 毎年、年をまたいでから申請がくるといったケー

スでありまして、3月くらいに申請があるといった内容です。今回についても令和3年3月16日に発覚したという話もありまして、例年この3月上旬・中旬くらいに本来申請があがってくるべきものなのですけれども。これは私の個人的な考えですけれども、農済の方からいろいろな調査が入って、本人も本来の年だと3月上旬・中旬くらいに出してくる申請がなかなか出せなかったのかなというところで考えています。

- 7番（及川幸子君）可能性として申請書と実績報告が一緒にあがってきているというように感じられるのですが、実績報告の監査というのはいつの時点でやっていたのか、わかっている範囲でお伺いします。

それと平成29年から、協議会の代表が町長に変わった時から、補助金の額が200万円、230万円と大きくなってきています。その要因が分かればお伺いします。また、実績報告は監査委員がいつの時点で監査しているのか、3月末には実績報告が出てくるのか。翌年度に出てくるのかなと思いますが、出納整理期間が2か月ありますから、その間にでてくるのかと思われまけれども。

- 農林水産課長（山内長弘君）まず、監査の関係につきましては、総会を開催していなかったと。本来であれば総会の席上で監査報告等々を行っていただくという流れになっています。町としては、この農山村地域活性化推進対策事業費補助金ということでの実績報告をもって補助金を交付していたということです。

- 7番（及川幸子君）その実績報告の監査を行っているのかということをお伺いします。

- 農林水産課長（山内長弘君）監査については、総会の席上で本来は行わなければいけないのですが、総会は震災後1回開催したきりということでありまして、平成23年度以降については実績報告をもって補助金を交付していたという流れになっていたということでもあります。

- 7番（及川幸子君）町の監査委員がどの程度確認しているのかということです。町の監査委員がこの実績報告をチェックしていたのかということです。

- 議長（三浦清人君）私から言います。実績報告、監査はやっております。この団体の監査はやっております。監査資料として出してきた書類に不備はありません。ただ中身はわかりません。その中身の監査はこの協議会の監事がやることであって、町の監査委員がやるものではないということです。

- 9 番（今野雄紀君） まず、実際補助事業というのはいくらかでも行われたのか、行われなかったのか、その確認をお願いします。
- 農林水産課長（山内長弘君） 補助金の実績報告を見る限り、団体のほうに交付しているというように見える部分もございますが、本来でいうところの総会での監査、詳細な部分のやったかやらないかの部分については総会を開いていないので、見えてこない部分があります。これにつきましては今後調査を進めてまいりたいと思います。
- 9 番（今野雄紀君） 再度確認ですが、例えば全額流用されたのか。普通だったら100万円あったら10万円くらいずつやるっていうことが普通だと思うのですが、今回の場合は、補助金全部丸々流用されたのか、それともその何割かというか、そのところも確認ができればなんですが、その点。2割ぐらい流用された場合は残りの部分で事業ができたと思うのですけれども。そのところの確認をお願いしたいと思います。
- 総務課長（及川 明君） 補助金交付額と宮城県農業共済組合が公表した額を見ると差額がありますので、全てということではないのだろうと思います。事業的にもですね、歌津地区の防除協議会などは実際に防除活動などを行っていることも承知しています。いくらかという部分については、これから様々な手続を踏んだ上で確定されていくものと思います。
- 2 番（倉橋誠司君） この交付した補助金の総額が1,860万円ということなのですが、今回不正があったわけですから、返してもらわないといけないのではないかと思います。町としてはどのように考えているのか。こういう不正があった場合、どのような手続をするのか、返還請求ができるのかどうか、お聞きしたい。
- 総務課長（及川 明君） 当然町が公金を支出した先は協議会でございまして、その関係性もありまして、町が当該本人に請求ができるかというふうになりますと、関係性も踏まえて現在顧問弁護士と相談しておりますので、まだ明確な回答はいたしかねますが、その関係性とかですね、いろんな部分が非常に農済との調整を含めますけれども、非常に関係性がややこしい状態でございますので、そこを整理した上で対処を考えていきたいというふうに思います。
- 2 番（倉橋誠司君） この本人は、この協議会のほうから流用したと。これは本人と協議会の間の問題で、警察の調査などが入っているのかなと思いますが、南

三陸町としては協議会に対して補助金を交付したわけです。ですから本人はこの場では関係がないと思うのですけれども。単純に南三陸町が協議会に対してお金を返してくださいという声を出すべきだと思うのですが、そのあたりを切り離して考えるということはできないのですか。

○総務課長（及川 明君） そういった点も踏まえてですね、顧問弁護士と相談しているところです。

●7番（及川幸子君） やはり少し掘り下げて考えていかなければならない事案とされますので、特別委員会に付託などをしてはいかがかなと思います。

●議長（三浦清人君） 特別委員会設置という話がありましたが、これについては、後でみなさんと検討していきたいと思います。私の方から何点か質問いたします。まずもってこの発覚した経緯、令和2年9月に町の職員が、内容・詳細を報告してくださいというような内容ですね。何でそういう感じを受けたのかということです。何があって詳しく報告してくださいという話をしたのか。12月にも同じことを言っている。そうすると9月に何かがあって報告しなさい、例えば数字が合わなかったとか、おかしい所があって9月に詳しく出しなさいと、それでも出してこなかったから、12月にも同じようなことで要求したのか。

○農林水産課長（山内長弘君） 農山村地域推進対策事業費補助金交付要綱の対象事業ということで主に防除ですけれども、防除が終わる9月くらいにすぐに申請を出していただければ本来の形に戻るのかなという担当職員の思いがあって9月くらいにお話をさせていただいたと。その後、待っても出てこなかったということで歌津の防除協議会に出席した際、改めてお願いをしたといったような経緯です。

●議長（三浦清人君） その時におかしいと思ったわけですね、事務の遅れだけでなかったという感じでなかったんじゃないかなと思うわけ。その交付要綱の中にもあるように立ち入り検査というのがあるんですよね、立ち入りをなされていなかったんですね。立ち入りはしなかったという。わかりました。それからこの事業の国からの補助というのがあるのですか。

○農林水産課長（山内長弘君） あくまで町の単費です。

●議長（三浦清人君） わかりました。それから協議会の関係ですが、町長があて職かなんかで代表になっているんですが、その総会ですね。お聞きしましたら平

成29年に臨時総会をやって以降は、やってない。やらなかった理由は何か。本部が南三陸町農林水産課ですよ。これを見ると産業振興課になっているんだけど、名前から全く変えていないんです。規約の中に会長1名、副会長1名、監事2名と。1年に1回総会をするとうたっていますね。なんでしなかったのだろうと思うのです。第2条に本部を産業振興課内に置くと。町長は忙しくて内部のことまでいちいち何してないんだ。そのために副町長に事務の委任をしているわけだ。副町長が委任されているんだし、交付の委任ですね。本部の産業振興課ではなぜ総会を開かなかったのか、そこを聞きたい。

もう一つ、農済に対して事務局委任契約をされていないことについて、疑問がある。

○総務課長（及川 明君） 事務局の委任については規約で定めているということです。委任契約ということではありません。ほかの事務局、例えば警察に事務局を置いている任意団体もありますが、規約に明記した上で事務局を担っていただいているというものであります。特に契約という行為はしておりません。

●議長（三浦清人君） 今日資料を配布されて、中身も見ないで質問といってもなかなか難しい。また、執行部の話を聞くと、調査中ということも結構あるようです。時期を見て、再度、全員協議会を開催したいと思います。

午後3時35分 閉会